

青健医福第1188号  
令和6年12月5日

公益社団法人青森県医師会長  
各郡市医師会長  
一般社団法人青森県薬剤師会長  
一般社団法人青森県歯科医師会長

} 殿

青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長  
( 公 印 省 略 )

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する国補助金制度の申請期限延長と申請添付書類の柔軟化について

このことについて、デジタル庁から周知依頼がありましたので、内容について御承知いただくとともに、貴会会員へ周知して下さるようお願いいたします。なお、周知に際し、当課長名での通知文を作成しましたので、必要に応じて御活用ください。

## 記

### 1 添付資料

- ・【事務連絡】令和6年度先行実施事業に関する補助金制度の申請期限延長と申請添付書類の柔軟化について
- ・別添1\_国補助金制度概要
- ・別添2\_採択自治体（運用開始日）一覧
- ・【別紙】医療機関・薬局あて通知文（参考）

### 2 留意事項

- (1) 県がん・生活習慣病対策課及び障がい福祉課で実施する「令和6年度青森県公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業費補助金」(令和6年8月に両課から所要額調査を実施)を活用する場合、国補助金は活用できません。  
※県補助金か国補助金か、どちらか一方のみ申請可。
- (2) 県においては、難病、小児慢性特定疾病及び自立支援のうち精神通院医療の3つの公費負担医療費について、PMH（医療費助成）先行実施事業を実施することとしています。



### 3 参考

デジタル庁HP「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）」

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

担当：企画政策グループ 瓜田 電話：017-734-9277 Mail：yuya_urita@pref.aomori.lg.jp
--

令和6年11月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省	大臣官房情報化担当参事官室 健康・生活衛生局難病対策課 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
デジタル庁 こども家庭庁	国民向けサービスグループ健康・医療・介護班 成育局母子保健課

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化に関する  
補助金制度の申請期限延長と申請添付書類の柔軟化について

平素より、医療関係情報のデジタル化に係る施策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、政府においては、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）及び規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、法律に基づく公費負担医療制度と地方公共団体の医療費助成事業（以下「地単事業」という。）について、マイナンバーカードによる資格情報の確認（以下「医療費助成に係るオンライン資格確認」という。）を可能とするための取組を進めております。

令和6年12月2日に予定されているマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、国民にマイナンバーカードの利便性をさらに実感いただくため、今年度、医療費助成に係るオンライン資格確認の先行実施事業を実施しており、希望のあった183自治体（22都府県、161市町村）において医療費助成に係るオンライン資格確認の運用を開始する予定です（※）。

※ 自治体ごとの対象制度、運用開始（予定）日については別添2をご覧ください。また、運用開始日については、自治体の業務システムの改修状況等により変更となる場合があります。日付が確定次第、デジタル庁のホームページ等でご案内させていただきます予定です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただき、貴会会員に対し周知いただくとともに、特に貴会会員の医療機関が先行実施事業に参加する場合には、医療費助成に係るオンライン資格確認を実施するため必要なシステム改修等について積極的な対応をご検討いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、これまでにお示ししているとおり、デジタル庁においては同事業に参加する医療機関・薬局のシステムの改修について支援を実施しております。この度、より多くの医療機関・薬局の皆様にも補助金を活用いただくため、申請期限及び申請の添付書類について、申請期限を令和7年2月1日まで延長し、申請の添付書類について契約書や発注書等でも代用可能となるように柔軟化いたしました。オンライン資格確認等システムを導入しているすべての保険医療機関・保険薬局を対象としておりますので、積極的なご活用を検討いただきますようお願い申し上げます。

(システム改修費について補助金制度の変更内容)

- 申請期限の延長  
変更前：令和7年1月15日  
変更後：令和7年2月1日
- 申請の添付書類の柔軟化  
変更前：領収書と領収書内訳書  
変更後：領収書※1と領収書内訳書※2
  - ※1 契約書や発注書等でも代用可
  - ※2 契約書又は見積書に記載された金額の内訳を記載した書類でも代用可

詳しくは別添1（裏面赤枠部分）をご覧ください。

#### 【照会先】

(厚生労働省)

- 公費負担医療のオンラインによる資格確認に係る取組全般に関すること  
大臣官房情報化担当参事官室 [jousan@mhlw.go.jp](mailto:jousan@mhlw.go.jp)
- 難病法 特定医療費、児童福祉法 小児慢性特定疾病医療費に関すること  
健康・生活衛生局難病対策課 [nanbyou22@mhlw.go.jp](mailto:nanbyou22@mhlw.go.jp)
- 感染症医療（結核患者の医療）に関すること  
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 [sarsopc@mhlw.go.jp](mailto:sarsopc@mhlw.go.jp)
- 障害者総合支援法 自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）に関すること  
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
[jiritsuiryou@mhlw.go.jp](mailto:jiritsuiryou@mhlw.go.jp)

(デジタル庁)

- 公費負担医療及び地単事業のオンラインによる資格確認に係る先行実施に関すること  
国民向けサービスグループ 健康・医療・介護班 [medical.2@digital.go.jp](mailto:medical.2@digital.go.jp)

(こども家庭庁)

- 未熟児養育医療に関すること  
成育局母子保健課 [boshihoken.yosan@cfa.go.jp](mailto:boshihoken.yosan@cfa.go.jp)

以上